

平成19年6月29日

国民年金保険料の口座引落記録の作成手数料の無料化について

横浜信用金庫（横浜市中区尾上町2-16-1 理事長 斎藤 寿臣）では、社会保険庁の公的年金記録漏れ問題を受けて、当金庫取引先で国民年金加入者の方から過去の国民年金保険料の口座振替記録の作成を依頼された場合、作成手数料を免除することといたしました。

記

1. 取扱開始日

平成19年6月29日（金）

2. 対象者

当金庫において口座振替にて国民年金保険料を納付された方で、社会保険庁に納付実績を証明するために取引履歴を必要とする顧客を対象とする。

3. 免除する手数料の金額

一律315円（消費税を含む）

4. 取引履歴の記載形式

指定された期間の全ての取引を記載する。

5. 取引履歴の対象となる期間

昭和47年度以降

6. 取引履歴の交付に要する日数

過去10年以内の取引履歴であれば、原則として依頼日翌日の午後。
過去10年より前に遡った取引履歴の場合は、ケースにより異なる。

7. 受付店舗

口座開設店舗にて受付ける。

8. 取引履歴作成依頼に必要なもの

届出印、通帳、運転免許証等の本人確認資料

以上

たしかな明日のお手伝い



横浜信用金庫

神奈川・東京に60店舗

